

許 可 証

指令第37号

住 所 愛知県豊田市松ヶ枝町三丁目 30 番地

氏 名 ホーメックス株式会社
代表取締役 餅原 幹也

令和 5 年 2 月 20 日に申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、
次によりこれを許可する。

令和 5 年 4 月 1 日

半田市長 久 世 孝 宏



業 務 の 区 別	一般廃棄物処理業 (収集・運搬)
取扱廃棄物の種類	事業所から排出される一般廃棄物
業 務 の 区 域	半田市内
許 可 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
許 可 の 条 件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則、半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例等の関係法令を遵守すること。 2. 申請書に記載されている事項に相違しないこと。 3. その他、市長が必要と認めた指示事項を遵守すること。